

## 浦幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年6月24日規則第30号  
改正 平成19年3月6日規則第12号  
平成21年3月12日規則第5号  
平成21年7月13日規則第24号  
平成24年9月10日規則第23号  
平成25年4月16日規則第14号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浦幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

**第2条** 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、別記様式第1号による告示をもって行うとともに、広報紙若しくはホームページへの掲載等の措置を講じなければならない。

(申請資格)

**第3条** 条例第3条に規定する申請ができる者は、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請書)

**第4条** 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、別記様式第2号により行うものとする。

(選定委員会の組織)

**第5条** 条例第14条第1項に規定する浦幌町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、10人以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、必要の都度、町長が委嘱する。ただし、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、指定管理者の候補者の選定を行う公の施設（以下「対象施設」という。）を所管する職にある者を除く。

- (1) 識見を有する者
- (2) 対象施設の利用者
- (3) 副町長

(4) 総務課長、まちづくり政策課長

(5) 前号のほか、浦幌町課設置条例（平成元年浦幌町条例第15号）及び浦幌町行政組織規則（平成元年浦幌町規則第13号）に定める課長及び課に属しない出先機関の長、教育委員会教育次長並びに議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局の長の職にある者。

3 委員は、対象施設に係る指定管理者との協定が締結されたときは、解職されるものとする。

4 選定委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、副町長がその任に充たる。

5 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（委員の守秘義務）

**第6条** 委員は、職務上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

**第7条** 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

（審議）

**第8条** 選定委員会は、浦幌町公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、町長等に意見を述べるものとする。

（関係職員の出席等）

**第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

**第10条** 選定委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

（指定の通知）

**第11条** 町長等は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、別記様式第3号により指定管理者に通知するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、別記様式第4号によるものとする。

（委任）

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長等が別に定める。